

## 日本標準職業分類

### 1 日本標準職業分類の意義

日本標準職業分類(以下「職業分類」という。)は、個人が従事している仕事の類似性に着目して職業を区分し、それを体系的に分類したものであって、公的統計を職業別に表示する場合の統計基準である。

### 2 日本標準職業分類一般原則

#### (1) 用語の意義

##### ア 仕事

職業分類において仕事とは、一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業をいう。

##### イ 報酬

職業分類において報酬とは、賃金、給料、利潤(個人業主)、その他名目のいかんを問わず、労働への対価として給されたものをいう。なお、賃金・給料等には、現物(自家生産物を除く。)も含む。

したがって、次のような収入は、報酬に当たらない。

- (ア) 利子、株式配当、家賃、間代、小作料、権利金等の財産収入(ただし、アパート経営、貸金等により労働の対価として得ている場合を除く。)
- (イ) 恩給法、生活保護法、厚生年金法、国民年金法、雇用保険法等の社会保障制度に基づく収入又はその他の年金収入
- (ウ) 小遣い、仕送り金等の贈与
- (エ) 競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品
- (オ) 預貯金引出、保険金受取、借入、不動産等の売却による収入

- (カ) 自己所有の株券等の売買差益による収入
- (キ) 学生・生徒が受ける奨学金等の学資金
- (ク) 職業訓練施設において、職業訓練生が受ける訓練手当・褒賞金

#### ウ 職業

職業分類において職業とは、個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするものをいう。

ただし、自分が属する世帯の家業に従事している家族従業者が行う仕事は、報酬を受けているかどうかにかかわらず、一定時間（例えば、一日平均2時間、あるいは通常の就業者の就業時間の3分の1以上の時間等）当該仕事に従事している場合には、その仕事を職業とみなす。

したがって、次のような仕事は、職業に当たらない。

- (ア) 自分が属する世帯のため、家事や家庭菜園の作業を行う場合又は留守番等を行い小遣いを得た場合
- (イ) P T A・子供会の役員、社会福祉活動、ボランティア活動等のように無給の奉仕活動に従事している場合

また、窃盗、恐喝、とばく、売春、密輸等の違法行為及び公序良俗に反する行為並びに受刑者の行う仕事は、いずれも職業とはみなさない。

エ アからウまでに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は、統計法（平成19年法律第53号）において使用する用語の例による。

(2) 職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則

職業分類は、仕事を分類すると同時に人に対してその仕事を通じて適用し、職業別の統計を表示するために用いられるものである（注1）。

（注1）分類項目は、人に対して適用するため、従事者など人を表す表現を用いる。

この職業分類の分類項目は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立に設けられる（注2）。

（注2）産業と職業の内容が密接であると考えられる農林水産業については、この限りではない。

また、分類項目は、仕事の内容の類似性、仕事に従事する人数等によりその仕事が社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して定める。この考慮すべき仕事の内容の類似性は、次のとおりとする。

ア 仕事の遂行に必要とされる知識又は技能  
イ 事業所又はその他の組織の中で果たす役割

ウ 生産される財・サービスの種類

エ 使用する道具、機械器具又は設備の種類

オ 仕事に従事する場所及び環境

カ 仕事に必要とされる資格又は免許の種類

(3) 職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記

ア 分類表の構成

職業分類の分類表の構成は、大分類(12)、中分類(74)及び小分類(329)の三段階分類とする。ただし、一つの中分類に設け

る小分類の数は九個までとする。

大分類の分類項目の名称並びに中分類及び小分類の数は、次の表のとおりとする。

大 分 類	中分類	小分類
A－管理的職業従事者	4	10
B－専門的・技術的職業従事者	20	91
C－事務従事者	7	26
D－販売従事者	3	19
E－サービス職業従事者	8	32
F－保安職業従事者	3	11
G－農林漁業従事者	3	12
H－生産工程従事者	11	69
I－輸送・機械運転従事者	5	22
J－建設・採掘従事者	5	22
K－運搬・清掃・包装等従事者	4	14
L－分類不能の職業	1	1
(計) 12	74	329

#### イ 分類符号の表記

職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとする。

- (ア) 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。
- (イ) 中分類符号は、大分類符号がAの大分類から始まる二けた数字の一連の通し番号で表記する（ただし、大分類L－分類不能の職業を除く。）。
- (ウ) 小分類符号は、三けたの数字で表記し、その上位二けたまでは中分類符号を表す。
- (エ) 小分類符号のうち上から三けた目の数字は、1から9までの数字による十進法に準じた表記とし、その数字が9のもの

は、その項目が他に分類されない雑分類項目であることを表す。

(4) 職業の決定方法

職業の決定方法は、以下の判断基準によるものとする。

ア 仕事が単一の分類項目に該当する場合

個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業を決定する。

イ 仕事が複数の分類項目に該当する場合

複数の分類項目に該当する仕事に従事している個人を、一つの分類項目に決定する場合は、次の原則により行う。

(7) 二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合

a 報酬の最も多い分類項目による(注3)。

b aにより難しい場合は、就業時間の最も長い分類項目による(注3)。

c a及びbにより難しい場合は、調査時点の直近に従事した仕事による。

(イ) 一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合(注4)

a 就業時間の最も長い分類項目による(注3)。ただし、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の仕事を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員として位置付ける。

(注3) 報酬又は就業時間により一つの分類項目に決定する場合

は、報酬又は就業時間を仕事の内容に応じて大分類毎に集計し、その合計が最多又は最長となる大分類を選択する。次に、当該大分類の中で同様の基準により中分類及び小分類を決定する。

(注4) 経営・管理以外の仕事にも直接従事する事業主、店長、支配人及び管理職員については、経営・管理の仕事も行っている場合は、二つ以上の分類項目に該当する。

b aにより難い場合は以下による。

(a) 二つ以上の大分類項目にまたがる場合

財・サービスの生産に直接かかわる職業を優先するという観点から、次の大分類項目の順位による(注5)。ただし、大分類符号がEからKまでの大分類は、財・サービスの生産に直接かかわるものであり、これらの大分類間の優先順位はないものとする。

E－サービス職業従事者

F－保安職業従事者

G－農林漁業従事者

H－生産工程従事者

J－建設・採掘従事者

K－運搬・清掃・包装等従事者

I－輸送・機械運転従事者

B－専門的・技術的職業従事者

D－販売従事者

A－管理的職業従事者

C－事務従事者

(注5) 大分類符号がIからCまでの大分類の職業は、大分類符号がEからKまでの大分類の職業が行う財・サービスの生産活動を管理・支援し、又は生産された財を流通させる仕事と考える。

(b) 一つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合

① 該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目による。

② ①により難しい場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。

ウ 資格及び見習い等の取扱い

(7) 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目とすることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補は小分類 181 公認会計士に分類する。

こうした仕事に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の仕事はできず、異なる仕事を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の仕事の内容に即した分類項目に決定する。

- (イ) 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同一の分類項目に決定し、その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目に決定する。

エ その他の特殊な取扱い

- (ア) 職場のリーダーの取扱い

それぞれの職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の仕事は、当該一般従事者の仕事に応じて決定する。ただし、2(4)イ(イ)の基準に照らして大分類A－管理的職業従事者又は大分類B－専門的・技術的職業従事者に該当するものは、それぞれの大分類における分類項目に決定する。

- (イ) 保安職業従事者の特例

自衛官、警察官、海上保安官又は消防員として任用されている者は、仕事の内容のいかんにかかわらず、それぞれ分類項目の自衛官、警察官、海上保安官又は消防員に該当するものとする。



(ウ) 専門的・技術的職業従事者の特例

研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院長、裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、海難審判所審判長、特許庁審判長及び校長は、仕事の内容のいかんにかかわらず、大分類B－専門的・技術的職業従事者に該当するものとする。

3 日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項

- (1) この職業分類は、統計調査により作成する公的統計については、この告示の施行の日以後に実施する統計調査に係るものに適用する。また、統計調査以外の方法により作成する公的統計については、同日以後に作成を開始する統計に係るものに適用する。ただし、この職業分類によることができないやむを得ない理由があるときは、この職業分類と異なる分類を使用することができる。この場合においては、当該使用した分類を明示するものとする。
- (2) 職業分類は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立したものであるため、統計調査等ごとに仕事の対象期間・時点や継続性を指定した上で、利用する必要がある。
- (3) 職業分類の適用に当たっては、統計の作成目的等に応じて、分類表の一部の分類項目のみを使用することのほか、以下に示す一定の範囲で、細分類項目を設定すること、分類項目の集約又は分割を行うことができる。

ア 小分類項目の下に細分類項目を設定する

ことができる。ただし、この場合、小分類項目と細分類項目の間の整合性を確保する必要がある。

イ 中分類項目に関して、当該項目に含まれる小分類項目の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた大分類項目内に新たな中分類項目を新設すること、及び同一大分類項目内の複数の中分類項目を集約して、当該大分類項目内に新たな中分類項目を新設することができる。

ウ 小分類項目に関して、当該項目を任意の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた中分類項目内に新たな小分類項目を新設すること、及び同一中分類項目内の複数の小分類項目を集約して、当該中分類項目内に新たな小分類項目を新設することができる。

エ イ及びウにより分類項目を分割又は集約する場合、分割することによって新設した分類項目を他の分類項目と集約すること、又は集約することによって新設した分類項目を分割することは、職業分類の体系性を損なうおそれがあることから、これらを行う場合は、職業分類を適用するものとはみなさない。

#### 4 分類表

##### 大分類 A－管理的職業従事者

中分類 01－管理的公務員

小分類

番号

011 議会議員

012 管理的国家公務員

013 管理的な地方公務員

中分類 02－法人・団体役員

小分類

番 号

021 会社役員

022 独立行政法人等役員

029 その他の法人・団体役員

中分類 03－法人・団体管理職員

小分類

番 号

031 会社管理職員

032 独立行政法人等管理職員

039 その他の法人・団体管理職員

中分類 04－その他の管理的職業従事者

小分類

番 号

049 その他の管理的職業従事者

**大分類 B－専門的・技術的職業従事者**

中分類 05－研究者

小分類

番 号

051 自然科学系研究者

052 人文・社会科学系等研究者

中分類 06－農林水産技術者

小分類

番 号

061 農林水産技術者

中分類 07－製造技術者（開発）

小分類

番 号

071 食品技術者（開発）

072 電気・電子・電気通信技術者（通信ネ

ットワーク技術者を除く) (開発)

073 機械技術者 (開発)

074 自動車技術者 (開発)

075 輸送用機器技術者 (自動車を除く)  
(開発)

076 金属技術者 (開発)

077 化学技術者 (開発)

079 その他の製造技術者 (開発)

中分類 08－製造技術者 (開発を除く)

小分類

番 号

081 食品技術者 (開発を除く)

082 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネ  
ットワーク技術者を除く) (開発を除  
く)

083 機械技術者 (開発を除く)

084 自動車技術者 (開発を除く)

085 輸送用機器技術者 (自動車を除く)  
(開発を除く)

086 金属技術者 (開発を除く)

087 化学技術者 (開発を除く)

089 その他の製造技術者 (開発を除く)

中分類 09－建築・土木・測量技術者

小分類

番 号

091 建築技術者

092 土木技術者

093 測量技術者

中分類 10－情報処理・通信技術者

小分類

番 号

101 システムコンサルタント

- 102 システム設計者
- 103 情報処理プロジェクトマネージャ
- 104 ソフトウェア作成者
- 105 システム運用管理者
- 106 通信ネットワーク技術者
- 109 その他の情報処理・通信技術者

中分類 11－その他の技術者

小分類

番 号

- 119 その他の技術者

中分類 12－医師， 歯科医師， 獣医師， 薬  
剤師

小分類

番 号

- 121 医師
- 122 歯科医師
- 123 獣医師
- 124 薬剤師

中分類 13－保健師， 助産師， 看護師

小分類

番 号

- 131 保健師
- 132 助産師
- 133 看護師（准看護師を含む）

中分類 14－医療技術者

小分類

番 号

- 141 診療放射線技師
- 142 臨床工学技士
- 143 臨床検査技師
- 144 理学療法士， 作業療法士
- 145 視能訓練士， 言語聴覚士

146 歯科衛生士

147 歯科技工士

中分類 15－その他の保健医療従事者

小分類

番 号

151 栄養士

152 あん摩マッサージ指圧師，はり師，き  
ゆう師，柔道整復師

159 他に分類されない保健医療従事者

中分類 16－社会福祉専門職業従事者

小分類

番 号

161 他に分類されない保健医療従事者

162 福祉施設指導専門員

163 保育士

169 その他の社会福祉専門職業従事者

中分類 17－法務従事者

小分類

番 号

171 裁判官

172 検察官

173 弁護士

174 弁理士

175 司法書士

179 その他の法務従事者

中分類 18－経営・金融・保険専門職業従  
事者

小分類

番 号

181 公認会計士

182 税理士

183 社会保険労務士

184 金融・保険専門職業従事者

189 その他の経営・金融・保険専門職業従  
事者

中分類 19－教員

小分類

番 号

191 幼稚園教員

192 小学校教員

193 中学校教員

194 高等学校教員

195 中等教育学校教員

196 特別支援学校教員

197 高等専門学校教員

198 大学教員

199 その他の教員

中分類 20－宗教家

小分類

番 号

201 宗教家

中分類 21－著述家，記者，編集者

小分類

番 号

211 著述家

212 記者，編集者

中分類 22－美術家，デザイナー，写真家，  
映像撮影者

小分類

番 号

221 彫刻家

222 画家，書家

223 工芸美術家

224 デザイナー

225 写真家, 映像撮影者

中分類 23—音楽家, 舞台芸術家

小分類

番 号

231 音楽家

232 舞踊家

233 俳優

234 演出家

235 演芸家

中分類 24—その他の専門的職業従事者

小分類

番 号

241 図書館司書

242 学芸員

243 カウンセラー(医療・福祉施設を除く)

244 個人教師

245 職業スポーツ従事者

246 通信機器操作従事者

249 他に分類されない専門的職業従事者

**大分類 C—事務従事者**

中分類 25—一般事務従事者

小分類

番 号

251 庶務事務員

252 人事事務員

253 企画事務員

254 受付・案内事務員

255 秘書

256 電話応接事務員

257 総合事務員

259 その他の一般事務従事者

中分類 26—会計事務従事者



小分類

番 号

261 現金出納事務員

262 預・貯金窓口事務員

263 経理事務員

269 その他の会計事務従事者

中分類 27－生産関連事務従事者

小分類

番 号

271 生産現場事務員

272 出荷・受荷事務員

中分類 28－営業・販売事務従事者

小分類

番 号

281 営業・販売事務員

289 その他の営業・販売事務従事者

中分類 29－外勤事務従事者

小分類

番 号

291 集金人

292 調査員

299 その他の外勤事務従事者

中分類 30－運輸・郵便事務従事者

小分類

番 号

301 旅客・貨物係事務員

302 運行管理事務員

303 郵便事務員

中分類 31－事務用機器操作員

小分類

番 号

311 パーソナルコンピュータ操作員

- 312 データ・エントリ装置操作員
- 313 電子計算機オペレーター（パーソナルコンピュータを除く）
- 319 その他の事務用機器操作員

**大分類 D－販売従事者**

中分類 32－商品販売従事者

小分類

番 号

- 321 小売店主・店長
- 322 卸売店主・店長
- 323 販売店員
- 324 商品訪問・移動販売従事者
- 325 再生資源回収・卸売従事者
- 326 商品仕入外交員

中分類 33－販売類似職業従事者

小分類

番 号

- 331 不動産仲介・売買人
- 332 保険代理・仲立人（ブローカー）
- 333 有価証券売買・仲立人，金融仲立人
- 334 質屋店主・店員
- 339 その他の販売類似職業従事者

中分類 34－営業職業従事者

小分類

番 号

- 341 食料品営業職業従事者
- 342 化学品営業職業従事者
- 343 医薬品営業職業従事者
- 344 機械器具営業職業従事者（通信機械器具を除く）
- 345 通信・システム営業職業従事者
- 346 金融・保険営業職業従事者

347 不動産営業職業従事者

349 その他の営業職業従事者

**大分類 Eーサービス職業従事者**

中分類 35ー家庭生活支援サービス職業従事者

小分類

番 号

351 家政婦（夫）、家事手伝い

359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者

中分類 36ー介護サービス職業従事者

小分類

番 号

361 介護職員（医療・福祉施設等）

362 訪問介護従事者

中分類 37ー保健医療サービス職業従事者

小分類

番 号

371 看護助手

372 歯科助手

379 その他の保健医療サービス職業従事者

中分類 38ー生活衛生サービス職業従事者

小分類

番 号

381 理容師

382 美容師

383 美容サービス従事者（美容師を除く）

384 浴場従事者

385 クリーニング職

386 洗張職

中分類 39ー飲食物調理従事者

小分類

番 号

391 調理人

392 バーテンダー

中分類 40－接客・給仕職業従事者

小分類

番 号

401 飲食店主・店長

402 旅館主・支配人

403 飲食物給仕従事者

404 身の回り世話従事者

405 接客社交従事者

406 芸者, ダンサー

407 娯楽場等接客員

中分類 41－居住施設・ビル等管理人

小分類

番 号

411 マンション・アパート・下宿管理人

412 寄宿舍・寮管理人

413 ビル管理人

414 駐車場管理人

中分類 42－その他のサービス職業従事者

小分類

番 号

421 旅行・観光案内人

422 物品一時預り人

423 物品賃貸人

424 広告宣伝員

425 葬儀師, 火葬作業員

429 他に分類されないサービス職業従事者

**大分類 F－保安職業従事者**

中分類 43－自衛官

小分類

番 号

- 431 陸上自衛官
- 432 海上自衛官
- 433 航空自衛官
- 434 防衛大学校・防衛医科大学校学生

中分類 44－司法警察職員

小分類

番 号

- 441 警察官
- 442 海上保安官
- 449 その他の司法警察職員

中分類 45－その他の保安職業従事者

小分類

番 号

- 451 看守
- 452 消防員
- 453 警備員
- 459 他に分類されない保安職業従事者

**大分類 G－農林漁業従事者**

中分類 46－農業従事者

小分類

番 号

- 461 農耕従事者
- 462 養畜従事者
- 463 植木職, 造園師
- 469 その他の農業従事者

中分類 47－林業従事者

小分類

番 号

- 471 育林従事者
- 472 伐木・造材・集材従事者
- 479 その他の林業従事者

中分類 48－漁業従事者

小分類

番 号

- 481 漁労従事者
- 482 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）
- 483 海藻・貝採取従事者
- 484 水産養殖従事者
- 489 その他の漁業従事者

大分類 H－生産工程従事者

中分類 49－生産設備制御・監視従事者  
（金属製品）

小分類

番 号

- 491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員
- 492 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員
- 493 金属工作設備制御・監視員
- 494 金属プレス設備制御・監視員
- 495 鉄工・製缶設備制御・監視員
- 496 板金設備制御・監視員
- 497 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員
- 498 金属溶接・溶断設備制御・監視員
- 499 その他の生産設備制御・監視従事者  
（金属製品）

中分類 50－生産設備制御・監視従事者  
（金属製品を除く）

小分類

番 号

- 501 化学製品生産設備制御・監視員
- 502 窯業・土石製品生産設備制御・監視員
- 503 食料品生産設備制御・監視員

- 504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員
- 505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員
- 506 木・紙製品生産設備制御・監視員
- 507 印刷・製本設備制御・監視員
- 508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員
- 509 その他の生産設備制御・監視従事者  
(金属製品を除く)

中分類 51－機械組立設備制御・監視従事者

小分類

番号

- 511 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員
- 512 電気機械器具組立設備制御・監視員
- 513 自動車組立設備制御・監視員
- 514 輸送機械組立設備制御・監視員（自動車を除く）
- 515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

中分類 52－製品製造・加工処理従事者  
(金属製品)

小分類

番号

- 521 製銑・製鋼・非鉄金属製錬従事者
- 522 鋳物製造・鍛造従事者
- 523 金属工作機械作業従事者
- 524 金属プレス従事者
- 525 鉄工、製缶従事者
- 526 板金従事者
- 527 金属彫刻・表面処理従事者

- 528 金属溶接・溶断従事者
- 529 その他の製品製造・加工処理従事者  
(金属製品)

中分類 53－製品製造・加工処理従事者  
(金属製品を除く)

小分類

番 号

- 531 化学製品製造従事者
- 532 窯業・土石製品製造従事者
- 533 食料品製造従事者
- 534 飲料・たばこ製造従事者
- 535 紡織・衣服・繊維製品製造従事者
- 536 木・紙製品製造従事者
- 537 印刷・製本従事者
- 538 ゴム・プラスチック製品製造従事者
- 539 その他の製品製造・加工処理従事者  
(金属製品を除く)

中分類 54－機械組立従事者

小分類

番 号

- 541 はん用・生産用・業務用機械器具組立  
従事者
- 542 電気機械器具組立従事者
- 543 自動車組立従事者
- 544 輸送機械組立従事者（自動車を除く）
- 545 計量計測機器・光学機械器具組立従事  
者

中分類 55－機械整備・修理従事者

小分類

番 号

- 551 はん用・生産用・業務用機械器具整備  
・修理従事者



- 552 電気機械器具整備・修理従事者
- 553 自動車整備・修理従事者
- 554 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）
- 555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者

中分類 56－製品検査従事者（金属製品）

小分類

番号

- 561 金属材料検査従事者
- 562 金属加工・溶接・溶断検査従事者

中分類 57－製品検査従事者（金属製品を除く）

小分類

番号

- 571 化学製品検査従事者
- 572 窯業・土石製品検査従事者
- 573 食料品検査従事者
- 574 飲料・たばこ検査従事者
- 575 紡織・衣服・繊維製品検査従事者
- 576 木・紙製品検査従事者
- 577 印刷・製本検査従事者
- 578 ゴム・プラスチック製品検査従事者
- 579 その他の製品検査従事者（金属製品を除く）

中分類 58－機械検査従事者

小分類

番号

- 581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者
- 582 電気機械器具検査従事者
- 583 自動車検査従事者

- 584 輸送機械検査従事者（自動車を除く）
- 585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者

中分類 59－生産関連・生産類似作業従事者

小分類

番号

- 591 生産関連作業従事者
- 592 生産類似作業従事者

**大分類 I－輸送・機械運転従事者**

中分類 60－鉄道運転従事者

小分類

番号

- 601 電車運転士
- 609 その他の鉄道運転従事者

中分類 61－自動車運転従事者

小分類

番号

- 611 バス運転者
- 612 乗用自動車運転者
- 613 貨物自動車運転者
- 619 その他の自動車運転従事者

中分類 62－船舶・航空機運転従事者

小分類

番号

- 621 船長（漁労船を除く）
- 622 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
- 623 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）
- 624 航空機操縦士

中分類 63－その他の輸送従事者

小分類

番 号

- 631 車掌
- 632 鉄道輸送関連業務従事者
- 633 甲板員, 船舶技士
- 634 船舶機関員
- 639 他に分類されない輸送従事者

中分類 64－定置・建設機械運転従事者

小分類

番 号

- 641 発電員, 変電員
- 642 ボイラー・オペレーター
- 643 クレーン・ウインチ運転従事者
- 644 ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運  
転従事者
- 645 建設・さく井機械運転従事者
- 646 採油・天然ガス採取機械運転従事者
- 649 その他の定置・建設機械運転従事者

**大分類 J－建設・採掘従事者**

中分類 65－建設躯体工事従事者

小分類

番 号

- 651 型枠大工
- 652 とび職
- 653 鉄筋作業従事者

中分類 66－建設従事者（建設躯体工事従  
事者を除く）

小分類

番 号

- 661 大工
- 662 ブロック積・タイル張従事者
- 663 屋根ふき従事者
- 664 左官

665 畳職

666 配管従事者

669 その他の建設従事者

中分類 67－電気工事従事者

小分類

番 号

671 送電線架線・敷設従事者

672 配電線架線・敷設従事者

673 通信線架線・敷設従事者

674 電気通信設備工事従事者

679 その他の電気工事従事者

中分類 68－土木作業従事者

小分類

番 号

681 土木従事者

682 鉄道線路工事従事者

683 ダム・トンネル掘削従事者

中分類 69－採掘従事者

小分類

番 号

691 採鉱員

692 石切出従事者

693 砂利・砂・粘土採取従事者

699 その他の採掘従事者

**大分類 K－運搬・清掃・包装等従事者**

中分類 70－運搬従事者

小分類

番 号

701 郵便・電報外務員

702 船内・沿岸荷役従事者

703 陸上荷役・運搬従事者

704 倉庫作業従事者

705 配達員

706 荷造従事者

中分類 71－清掃従事者

小分類

番 号

711 ビル・建物清掃員

712 ハウスクリーニング職

713 道路・公園清掃員

714 ごみ・し尿処理従事者

715 産業廃棄物処理従事者

719 その他の清掃従事者

中分類 72－包装従事者

小分類

番 号

721 包装従事者

中分類 73－その他の運搬・清掃・包装等  
従事者

小分類

番 号

739 その他の運搬・清掃・包装等従事者

**大分類 L－分類不能の職業**

中分類 99－分類不能の職業

小分類

番 号

999 分類不能の職業